

広島県告示第二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第五項及び第二十二条第二項において準用する第五条第五項の規定による身分を示す証明書の様式を次のとおり定め、平成二十七年一月十八日から施行する。

なお、平成十三年広島県告示第八百八十六号（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第五条第五項及び第二十一条第二項において準用する第五条第五項の規定による身分を示す証明書）は、平成二十七年一月十七日限り、廃止する。

平成二十七年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。	
平成	年 月 日
広島県知事	
印	

注 用紙の大きさは、横8 cm、縦6 cmとする。

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第22条第1項の規定により，他人の土地に立ち入り，当該土地の状況等を検査する権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日

広島県知事

印

注 用紙の大きさは，横 8 cm，縦 6 cmとする。

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋

(立入検査)

第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。